



授業料の負担軽減



私立高校生
就学支援金+
授業料軽減
補助金

計算式 **市町村民税の課税標準額×6%** - **市町村民税の調整控除の額**

上記による
算出額が < **15万4,500円** の場合 → 支給額(年額) 最大 **39万6,000円**
(15万4,500円以上)
< **30万4,200円** の場合 → 支給額(年額) 最大 **11万8,800円**

	年収590万円未満世帯の生徒に対し、「国の就学支援金」と「道の授業料軽減補助金」を組み合わせると最大35,000円(月額)を補助します。	国の就学支援金で9,900円(月額)を補助します。	保護者の失職等で授業料等の納付が困難となった場合に最大35,000円(月額)を補助します。
(月額)	奨学のための給付金(年1回) +		奨学のための給付金(年1回) +
35,000円	道の授業料軽減 最大2,000円(月額)	道の授業料軽減 最大2,000円(月額)	道の授業料軽減 最大2,000円(月額)
33,000円	国の就学支援金 最大 33,000円 (月額)	国の就学支援金 最大 33,000円 (月額)	国の就学支援金 + 道の授業料軽減 合計 最大 35,000円 (月額)
	合計最大 35,000円 (月額)	合計最大 35,000円 (月額)	国の就学支援金 + 道の授業料軽減 合計 最大 35,000円 (月額)
年収・目安	0~270万円 未満程度	270万円~590万円 未満程度	590万円程度~ 910万円未満程度
所得判定基準(算定基準額)	0円	~154,500円未満	~304,200円未満
			(家計急変後の世帯年収) 0~270万円未満程度
			(家計急変後の世帯年収) 270~590万円程度
			(推計)154,500円未満

※いずれの制度も、返済が不要な制度です。 ※通信制の私立高校や学校法人立以外の私立高校等は、道の授業料軽減補助の対象外です。(就学支援金及び奨学のための給付金のみ支給)
※就学支援金の対象となるのは、授業料のみで、道の授業料軽減補助金の対象となるのは、授業料及び学則で定めるその他納付金です。

【支援の対象になる世帯の年収目安】

	子の人数	118,800円の支給	396,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・中学生以下) 控除対象者が1人の場合	~910万円	~590万円
	子2人(高校生・高校生) 控除対象者が2人の場合	~950万円	~640万円
	子2人(大学生・高校生) 控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~960万円	~650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 控除対象者が1人の場合	~1030万円	~660万円
	子2人(高校生・高校生) 控除対象者が2人の場合	~1070万円	~720万円
	子2人(大学生・高校生) 控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~1090万円	~740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。 ※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。 ※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

私立
小中学生

私立の小中学校等に入学後、失職等の家計急変による経済的理由から
授業料の納付が困難となった児童生徒を支援します。

※収入などの条件があります。

ご自身の課税標準額は
「マイナポータル」で

マイナポータルHPの
「あなたの情報」から
確認できます。

〔ご利用にはマイナンバー
カードが必要です。〕



マイナポータルHP

※制度の申し込みは、学校を通じて行います。学校からの案内を必ず確認してください。
※制度の詳細は、北海道総務部教育・法人局学事課のホームページをご覧ください。

北海道総務部教育・法人局学事課HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gki/>

